

群馬県立がんセンター売店運営等事業者募集要項

この要項は、病院利用者の利便性の向上及び病院に勤務する職員等の福利厚生を目的に、令和8年4月から令和13年3月までの5年間の売店運営事業者を公募により選定するため、必要な事項を定めたものです。

1 応募資格

- 次の条件のすべてを満たしていることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
 - (2) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
 - (4) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
 - (5) 1年以内に食品衛生法等関係法令系等に基づく行政処分を受けていないこと。
 - (6) 病院施設内での運営管理を行うための資力、信用、能力を有すること。具体的には、200床以上の病院で過去5年以上運営している実績を有すること。
 - (7) 交渉権獲得後に運営事業者変更する等、不確実な提案は不可とし、評価の対象外とする。

2 募集条件等

別紙「売店運営事業者募集に係る条件等」に記載のとおり

3 応募方法

(1) 質問書及び回答

募集内容等について質問がある場合は、令和8年1月13日(火)午後4時まで質問を受け付けます。質問者のほか、すべての応募予定者に回答するので、質問がない応募予定者についても回答の送付先を記載した質問書を送付してください。

ア 質問方法

質問書(様式第1号) 電子メールで提出

ウ 回答

すべての事項及び回答をまとめ、令和8年1月19日(月)までに質問者に電子メールで送付します。

(2) 提出書類

令和8年1月19日(月)から令和8年1月26日(月)の午前9時30分から午後4時の間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)に次に掲げる書類を提出してください(下記イのみ電子メール)。

郵送の場合は、受付最終日の午後4時までに必着とします。

ア 参加申込書・誓約書(様式第2号) 1部

イ 提案概要書(様式第3号) 電子メールで提出

ウ 提案書(任意様式、A4版で15ページ以内 ※両面印刷とすること) 13部

提案書への記載項目

1 店舗運営の基本方針

基本的な考え方や全体の仕組み、病院内店舗として配慮すること、アピールポイントなど

2 運営の詳細

①営業日・営業時間、②取扱商品・サービス、③自動販売機、④価格・料金設定の方法、⑤クレーム対応、⑥その他

3 従業員の配置予定数、接遇・衛生教育の計画

4 商品・店舗の衛生管理、感染防止対策について

5 収支見込み及び売上実績に基づく使用料(売上実績使用料)

売上実績使用料については、例えば「売上額の〇%」のように記載してください。

- 6 店舗レイアウト及び商品陳列の考え方（レイアウト図面・イメージ図添付）
 - 7 在庫管理、商品補充及び商品搬入の頻度・方法
 - 8 防犯・防災・災害時対策等、閉店時の店舗管理の方法
 - 9 出店時の設備投資の内容
 - 10 体調や病状の関係で売店まで行けない患者さんや、敷地内別館（緩和ケア病棟）の患者さんへの対応（デリバリーサービスやワゴン販売など）
 - 11 その他、独自のセールスポイントについて
 - 12 4月1日に開店するための具体的な計画
- ※取扱商品等は、提案書と別にカタログ等を添付することもできます。（各13部提出）

エ 事業（会社）概要書（任意様式、A4版で5ページ以内 ※両面印刷とすること）13部

事業（会社）概要書には、会社概要のほか、群馬県内の病院における売店運営実績（①病院名、②運営期間）の一覧を必ず記載してください。

- オ 会社概要がわかるもの（パンフレット等）
- カ 財務諸表（決算のもので直近から3か年度分）
- キ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（コピー可）※1
- ク 納税証明書（未納額がわかる証明書）（コピー可）※1
1. 法人税（個人事業主にあたっては所得税）
 2. 消費税及び地方消費税
- ※1 提出日の3か月以内に発行されたものとする。
- ※2 1及び2の納税証明書は「3の3（個人事業主にあたっては3の2）」で提出すること。

（3）提出先・郵送先

〒373-8550

群馬県太田市高林西町617-1

群馬県立がんセンター事務局総務課

TEL：0276-38-0771 FAX：0276-38-0614

E-mail：gansenta@pref.gunma.lg.jp

4 運営事業者の選定

（1）一次選考

提案書を審査し、最終選考の対象者を選定します。選定結果は提案者全員に対し、2月上旬頃、書面により通知します。

（2）最終選考

最終選考の対象者にプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）を実施していただき、一次選考の結果を踏まえ最終的な選考を行い、最優秀提案者（売店運営事業者）を選定します。

選定結果は最終選考の参加者全員に対し書面により通知します。

ア 時 期

2月中旬～下旬

イ 場 所

群馬県立がんセンター

ウ 内 容

1者あたりのプレゼンテーション等の時間は20分～30分程度とし、順番は提案

書の提出順とします。

実施日時やその他詳細については、一次選考結果の通知の際に示します。

(3) 提案者に対する質問等

選考の参考とするため、隨時、質問や要望への対応可否等について照会を行い、回答を求めることがあります。

5 選定後の手続

売店運営事業者は、群馬県立がんセンターと協議のうえ、売店運営のための諸準備を進めるとともに、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可の手続、売店運営に係る契約の手続を行います。

また、次の場合には、売店運営事業者としての決定を取り消します。

- (1) 売店運営事業者の決定から行政財産使用許可の手続までの間に、売店運営事業者について資金事情の変化等により売店運営の履行が確実でないと判断した場合。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、売店運営事業者としてふさわしくないと判断した場合。
- (3) 提案内容に虚偽の記載をしたことが判明した場合

6 その他

- (1) 提案・プレゼンテーション等に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は返却しません。
- (3) 提出された提案書等は、本要項に基づく目的以外に使用することはありません。
- (4) 提案書等の内容に関して、個別に確認または問合わせを行うことがあります。
- (5) 審査に必要な場合は、提出された提案書等以外の書類提出を求める場合があります。

売店運営事業者募集に係る条件等

1 売店の入る施設の概要

(1) 病院概要

ア 施設名

群馬県立がんセンター

イ 所在地

群馬県太田市高林西町 617-1

ウ 建築面積（病院本体）

10,233.23 m²

エ 建築延面積（病院本体）

34,504.77 m²

オ 建物構造

□本館 鉄筋コンクリート造、免震構造、7階建て（一部3階建て）

□放射線棟 鉄筋コンクリート造、耐震構造、2階建て

□エネルギー棟 鉄筋コンクリート造、耐震構造、2階建て

□緩和ケア病棟 鉄筋コンクリート造一部木造、耐震構造、2階建て

□リニアック棟 鉄筋コンクリート造、耐震構造、平屋建て

カ 病床数

314床

キ 患者数

外来患者数（令和元年度実績） 406人／日

入院患者数（令和元年度実績） 179人／日

ク 職員数

580人（令和7年10月時点）

ケ 外来診療日等

土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く

診療時間：9:00～17:00

(2) 売店の概要

ア 場所 本館2階

イ 店舗面積 34.6 m²（別紙図面参照） 内訳：売場 31.2 m²、倉庫 3.4 m²

ウ 設備

・ 照明設備

売店 蛍光灯ダウンライトFHT32W×9灯・蛍光灯40W×4灯

倉庫 蛍光灯富士型器具Hf32W×1灯

※照明設備で使用する蛍光管は、売店運営事業者の負担でご用意頂きます。

・ コンセント設備

電子レンジ用コンセント（200V）×1ヶ所

売店倉庫コンセント×1ヶ所

売店フロアコンセント×7ヶ所

廊下自動販売機用コンセント×2ヶ所

・ 給排水設備

壁付洗面器×1台

・ 空調設備

天井カセット（四方向吹出）形パッケージエアコン×2台

全熱交換器（静止形、天井埋込ダクト形）×1台

- ・電話設備
 - 院内 P H S × 1 台
 - 外線電話引込み可能 (FTTH は不可)
- エ 自動販売機、コピー機等の設置場所
 - 日用品用の自動販売機やコピー機は、店舗前通路に設置してください（行政財産使用許可が別途必要）。
- オ その他
 - 雑誌用ラック等を店舗前通路に設置する場合、通行に支障がないこと、営業時間外には店舗内に収容することを条件に、行政財産使用許可の手続は不要とします。

2 売店運営条件

(1) 店舗開設方法

群馬県立がんセンター院長から売店該当箇所の行政財産の使用許可を得た上で店舗を開設・運営していただきます。

(2) 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

ただし、毎年、財産使用許可申請による使用許可を条件とする。

また、次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取り消し又は変更する場合がある。

- ・公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
- ・使用許可条件に違反する行為が認められたとき。
- ・本募集要項における応募資格要件に虚偽があったとき。

(3) 営業時間等

原則年中無休とし、病院利用者及び職員等のニーズを考慮し提案してください。

ただし、現在の営業時間を下回らないこと。

(現在の営業日及び営業時間) ※年末年始の短縮営業可

平日 7:30～19:30

土日祝日 8:00～17:00

(4) 店舗レイアウト

車椅子使用者等の身体の不自由な方が利用しやすい商品陳列となるよう、配慮してください。また、採光を良くするために店舗がガラス張りになっていることを考慮してください。

(5) 取扱商品

食料品、飲料、日用雑貨、書籍、新聞、切手、はがき等のほか、医療衛生材料等を取り扱うこと。医療衛生材料等は、店頭における取扱商品を別表に示すので、同程度の品揃えとするほか、できる限り病院の要請に応じること。また、取扱商品リストを適時作成し、各病棟へ配布すること。

日用品用自動販売機ではイヤホーン、コップ、箸、院内用の履物、歯ブラシ、スプーン、浴衣（男女）、シャンプー・リンス、石けん等を販売すること。

(6) 取扱サービス

以下のサービスを基本とし、その他利用者のニーズに幅広く対応すること。

①公共料金等収納代行・宅配便取り次ぎ

店舗での発送等のサービスが提供できること

②電子レンジ・ポット、カラーコピー・ファクシミリの設置

利便性が維持される台数の設置を行うこと

③入院セットレンタル

病衣等の貸出および管理を行うこと。受付対応については、患者の利便性を十分に考慮し、病院業務に支障がない体制を確保すること。また、現状を下回らない運用形態とすること。

参考：現状の受付体制（土日祝祭日除く）

8:30～13:00 1階受付に常駐対応

13:00 以後 随時対応（1階受付、病棟での対応）

（7）販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ、その他療養に適さないもの。また、転倒防止のためスリップの販売は禁止します。

（8）運営に必要な備品

全て運営事業者の負担とします。

（9）使用料（行政財産使用料＋売上実績使用料）

「群馬県病院局行政財産使用料徴収規程」により算定した行政財産使用料と、売上額に群馬県立がんセンター院長と運営事業者との間で予め定めた割合を乗じて得た額の合算額とします。

なお、書籍や切手等、一部の商品については、病院の承諾を得た上で、使用料算定に係る売上額から除外できるものとします。

（10）売店運営に要する経費

使用許可部分の光熱水費、冷暖房費、清掃費、通信費、消耗品費及び運営に関する一切の経費は運営事業者の負担とします。

（11）使用上の制限等

①建物の使用にあたり、形質の変更を禁じます。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときはこの限りではありません。

②時間帯や形態を問わず、いかなる場合でも運営事業者は行政財産使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸、質入、若しくは担保に供し、又は運営の委託、もしくは名義貸し等をすることはできません。

③病院の建物内及び敷地内は全て禁煙です。灰皿の設置も不可とします。

④店舗の設置・運営にあたっては、関係法規及び関係規定等に定める事項を遵守してください。

（12）店舗設置工事等

①運営事業者は、出店にあたり提案した内容に基づき、自らの責任と負担において、必要な工事等を行うものとします。

②運営事業者が工事等により設置した設備等については、運営事業者が自らの負担と責任において維持管理を行うものとします。

（13）運営開始にあたって仮設店舗が必要となる場合は、仮設店舗のスケジュールや設置場所を明確にし、あらかじめ承認を得ること。

（14）仮設店舗での取扱商品

①医療材料・衛生材料

②保存が可能な食品類（菓子類・カップ麺等）

③日用品・雑貨類を中心とし、衛生環境に配慮しながら最低限の商品の販売を行うものとする。

なお、仮設店舗での営業は可能な限り短い期間で完了させるよう調整すること。

3 その他

（1）運営方針、販売商品等について、病院利用者の意見を随時採り入れるなど、病院内の売店としての利便性向上に最大限配慮してください。

（2）運営上必要な事項は、運営を開始するまでにあらかじめ関係機関と協議を行い、許可を受けてください。

（3）運営事業者は使用にあたり、病院又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償するものとします。

（4）行政財産の使用許可条件に違反した場合、又はその他病院に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがあります。

(参考)

売店売上実績

- (令和5年度) 37,737,266円 (税抜)
- (令和6年度) 38,776,311円 (税抜)
- (令和7年度上半期) 19,717,372円 (税抜)

日用品用自動販売機売上実績

- (令和5年度) 170,993円 (税抜)
- (令和6年度) 188,121円 (税抜)
- (令和7年度上半期) 126,509円 (税抜)

行政財産使用料 [店舗 34.6 m²分]+[自販機 1.48 m²分] ※病院への納付実績

- (令和6年度) 662,361円
- (令和7年度) 638,305円

売上実績使用料 (売上額×一定割合)

非公表

光熱水費 (電気料) ※病院への納付実績

- (令和5年度) 920,752円
- (令和6年度) 985,616円
- (令和7年度上半期) 473,818円